

○国立大学法人埼玉大学外国人留学生規則

〔平成16年4月1日〕
規則第64号

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成17.12.7	17規則24	平成18.1.26	17規則38
	平成18.4.1	18規則32	平成18.6.8	18規則113
	平成19.4.1	19規則20	平成20.3.1	19規則97
	平成20.8.7	20規則80	平成20.12.26	20規則117
	平成21.2.26	20規則128	平成24.9.28	24規則34
	平成25.3.28	24規則76	平成25.9.30	25規則15
	平成26.3.28	25規則57	平成27.2.19	26規則63
	平成28.2.18	27規則56	平成28.3.29	27規則80
	平成29.7.27	29規則7	平成31.3.7	30規則34
	令和2.3.26	元規則49	令和2.5.28	2規則7
	令和4.3.17	3規則40		

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）第59条第3項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に規定する外国人留学生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則で「外国人留学生」とは、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可された者をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学生
- (2) 研究生
- (3) 科目等履修生
- (4) 日本語・日本文化研修留学生
- (5) 教員研修留学生
- (6) 日本語研修生

2 前項に掲げる者のほか、外国人で学則57条第1項に規定する特別科目等履修学生及び大学院学則第38条第1項に規定する特別研究学生については、別の定めによる。

(入学資格)

第4条 外国人留学生として入学することのできる者は、学則第33条、大学院学則第13条若しくは第14条、国立大学法人埼玉大学科目等履修生規則第2条第1項又は国立大学法人埼玉大学研究生規則第3条に定めるそれぞれの資格を有する者とする。

(学生)

第5条 学生として入学を志願する者は、毎年度別に定める学生募集要項又は研究科で定める募集要項に基づき、出願のうえ、受験しなければならない。

2 前項による入学試験に合格した者は、指定の期日までに入学に必要な手続きをしなければならない。

3 学長は、前項の手続きを経た者について、入学を許可する。

(研究生)

第6条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、指定の期日までに指導を受けようとする教員の所属する部局（教育学部、人文社会科学部、理工学研究科、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、研究推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリー、社会調査研究センター、科学分析支援センター、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。以下同じ。）の長を経由して、学長に提出しなければならない。ただし、第7号に規定する書類については、正本を呈示し、当該部局の担当者の確認を受けなければならない。

(1) 研究願（所定の様式）

(2) 履歴書（所定の様式）

(3) 研究計画書（600字程度、英語の場合は300words程度）（所定の様式）

(4) 最終学校卒業（修了）証明書

(5) 最終学校成績証明書

(6) 在留カード又は旅券の写（現に日本国に在住していない者は、渡日後直ちに提出のこと。）

(7) その他当該部局が必要と認める書類

2 研究生を志願した者については、当該部局の長からの申請に基づき、学長が合格者を決定する。

3 当該部局の長は、研究生に対する指導教員を指定する。

4 研究生として合格した者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに当該部局の長を経由して、学長に提出しなければならない。

5 学長は、前項の手続きを経た者について入学を許可する。

(科目等履修生)

第7条 授業科目の履修を志願する者は、原則として每学期週10時間以上の履修を願い出るものとする。ただし、授業科目の性質その他の事情によっては履修を認めないことがある。

2 履修を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて履修しようとする授業科目の担当教員が所属する当該部局の長を経由して、学長に提出しなければならない。ただし、第6号に規定する書類については、正本を呈示し、当該部局の担当者の確認を受けなければならない。

(1) 科目等履修願（所定の様式）

- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 最終学校卒業（修了）証明書
- (4) 最終学校成績証明書
- (5) 在留カード又は旅券の写（現に日本国に在住していない者は、渡日後直ちに提出のこと。）
- (6) その他当該部局が必要と認める書類

- 3 複数部局にわたって履修を志願する者の出願手続きは、別に定める。
- 4 出願の期間は、当該部局が定める。
- 5 履修を志願した者について、その授業科目を開設する当該部局が定める方法により選考を行い、当該部局の長からの申請に基づき学長が合格者を決定する。
- 6 前項による合格者は、決定後15日以内に所定の書類に入学料及び授業料を添えて所定の手続きを行わなければならない。
- 7 学長は、前項の手続きを経た者について履修を許可する。
- 8 第1項の規定にかかわらず、出願者の在留資格及び在留許可期間により、週10時間未満の履修を許可することがある。
- 9 学長は、当該部局の長からの申請に基づき、学則第39条第2項又は大学院学則第30条第2項の規定により単位を与える。

（日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生）

第8条 日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生（以下「研修留学生」という。）については、文部科学大臣の選考に基づき、当該部局の長からの申請により学長が許可する。

- 2 研修プログラムは、受け入れる当該部局で定める。
- 3 研修留学生は研修プログラムにより、必要に応じて、授業科目を履修できるものとする。
- 4 当該部局の長は、前項により授業科目を履修した者に学則第39条第2項又は大学院学則第30条第2項の規定により単位を与える。
- 5 学長は、研修修了者に修了証書を授与する。

（日本語研修生）

第9条 日本語研修生についての研修資格等に関する取扱いについては、第4条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、国立大学法人埼玉大学教育機構日本語教育センター日本語研修コース規程の定めるところによる。

（国費外国人留学生の選考等）

第10条 第3条第1項に規定する外国人留学生のうち、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項－昭和29年3月31日文部大臣裁定）の入学等については、学生にあっては第5条の規定にかかわらず、文部科学大臣の選考に基づき、

当該部局の教授会の議を経て学長が、研究生にあっては第6条の規定にかかわらず、文部科学大臣の選考に基づき、当該部局の長からの申請により学長が許可する。

2 研究生の研究期間は2年以内とする。

(外国政府派遣留学生の選考等)

第11条 第3条第1項に規定する外国人留学生のうち、外国の政府が派遣する留学生（以下「外国政府派遣留学生」という。）の入学等については、前条第1項の規定を準用する。

2 研究生の研究期間は2年以内とする。

(ダブル・ディグリー・プログラム生の選考)

第12条 第3条第1項第1号に規定する学生のうち、ダブル・ディグリー・プログラム生の入学等については、第5条の規定にかかわらず、協定締結大学の選考に基づき、当該部局の長からの申請により学長が許可する。

(授業料等の徴収)

第13条 外国人留学生から徴収する検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）については、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる外国人留学生から徴収する授業料等は、当該各号のとおりとする。

(1) 国費外国人留学生にあっては、授業料等を徴収しない。

(2) 外国政府派遣留学生にあっては、学長が特に必要と認めた場合は、検定料を徴収しない。

(3) 海外の大学等との学生交流に係る大学間交流協定（部局間協定及びこれらに準ずるものを含む。）に基づく外国人留学生にあっては、国立大学法人埼玉大学海外の大学等との学生交流協定に基づく授業料等の不徴収に関する規則の定めるところによる。

(授業料等の徴収猶予)

第14条 外国人留学生から徴収する入学料及び授業料の徴収猶予については、国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則の定めるところによる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に規定する学生のうち、学長が特に必要と認めた奨学金制度により本学が受け入れる者については、検定料の徴収を猶予することがある。

3 前項の徴収猶予の期間は、4月に入学する者には同年9月末日まで、10月に入学する者には翌年3月末日までとする。

(準用規定)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他の学内規則等を準用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の適用日前に、埼玉大学留学生規程の適用を受けて許可された者については、この規程の適用を受けて許可されたものとみなす。

附 則 (平成16.10.1 16規則171)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17.1.1 16規則189)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17.12.7 17規則24)

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則 (平成18.1.26 17規則38)

この規程は、平成18年1月26日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 18規則32)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.8 18規則113)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19.4.1 19規則20)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.3.1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20.8.7 20規則80)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.26 20規則117)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21.2.26 20規則128)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24.9.28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25.3.28 24規則76)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25.9.30 25規則15)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 2. 19 26規則63）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 2. 18 27規則56）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 7. 27 29規則7）

この規則は、平成29年7月27日から施行する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則49）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 5. 28 2規則7）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。